福祉部指導監査室介護事業者課

指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第10号及び第115条の45の9第6号の規定により、指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

（1） 法人名　NPO 法人輝ひかり

（2） 代表者　代表理事　田中　和美（タナカ　カズミ）

（3） 所在地　大阪府大東市新田本町7番7号

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

（1） 事業所名称　自立支援ケアサポート絆

（2） 事業の種類　訪問介護・第1号訪問事業（訪問型介護予防サービス）

（3） 所在地　大阪府東大阪市池島町八丁目1番40号

（4） 指定年月日　平成27年6月1日　訪問介護

令和29年4月1日　第1号訪問事業（訪問型介護予防サービス）

3 指定取消し年月日　令和8年11月1日

4 指定取消しの理由

(1) 法違反（①法第77条第1項第10号、②法第115条の45の9第6号）

① 指定訪問介護と一体的に運営する指定障害福祉サービス事業において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反があった。

② 第1号訪問事業と一体的に運営する指定障害福祉サービス事業において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反があった。